

子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第45号

子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法施行条例（平成26年茅ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第13条第1項」を「第10条の5若しくは第13条」に改め、「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第2号中「第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、第24条第2項又は第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。